

平成27年度日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額（日額）は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

○平均保険料率は平成26年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、平成27年5月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.58%により算定）

現 行				変 更 後			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円	第1級	440円	170円	270円
第2級	660円	255円	405円	第2級	650円	250円	400円
第3級	870円	335円	535円	第3級	860円	330円	530円
第4級	1,100円	420円	680円	第4級	1,090円	415円	675円
第5級	1,330円	510円	820円	第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,650円	630円	1,020円	第6級	1,620円	620円	1,000円
第7級	2,030円	775円	1,255円	第7級	2,000円	765円	1,235円
第8級	2,410円	920円	1,490円	第8級	2,380円	910円	1,470円
第9級	2,790円	1,065円	1,725円	第9級	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	3,260円	1,245円	2,015円	第10級	3,220円	1,230円	1,990円
第11級	3,790円	1,450円	2,340円	第11級	3,740円	1,430円	2,310円

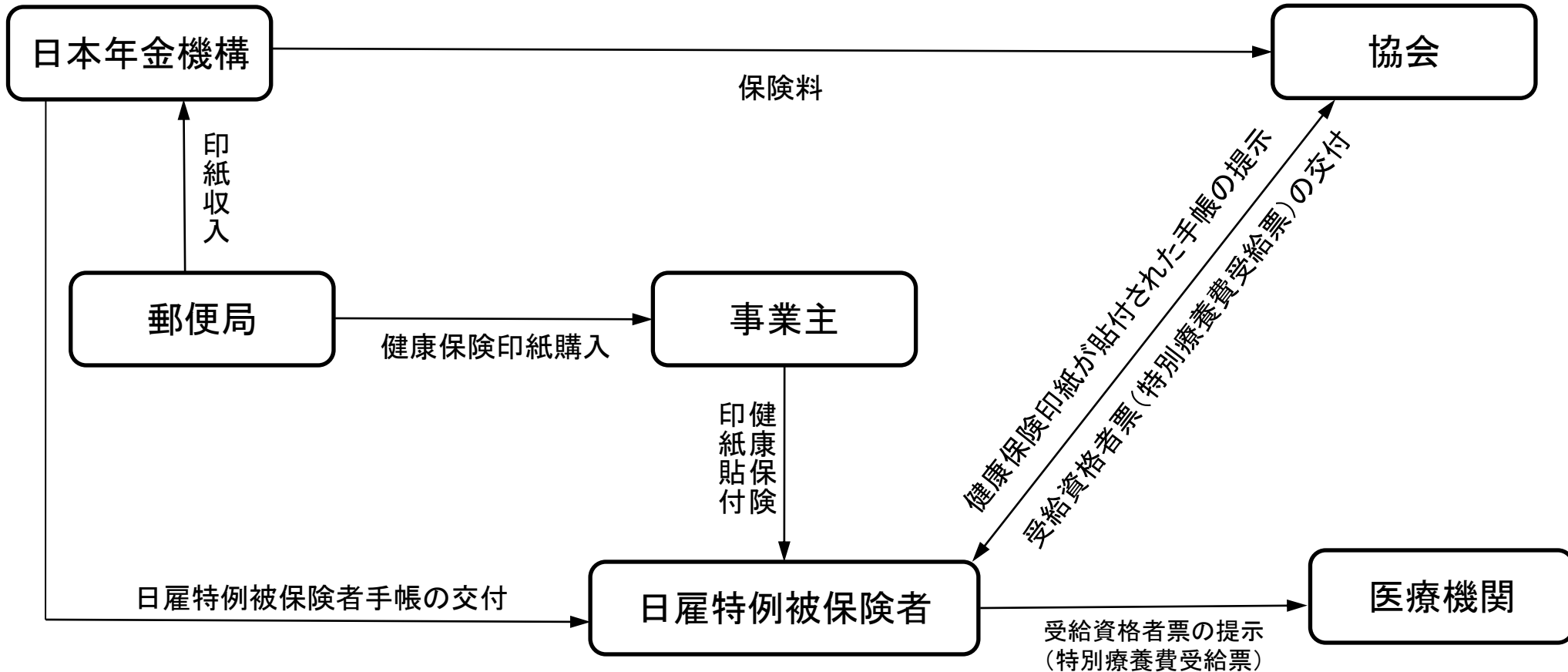
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日 額の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、消印するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。（日雇特例被保険者は、平成26年9月現在、約1.2万人）



【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、又はその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。（ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付）